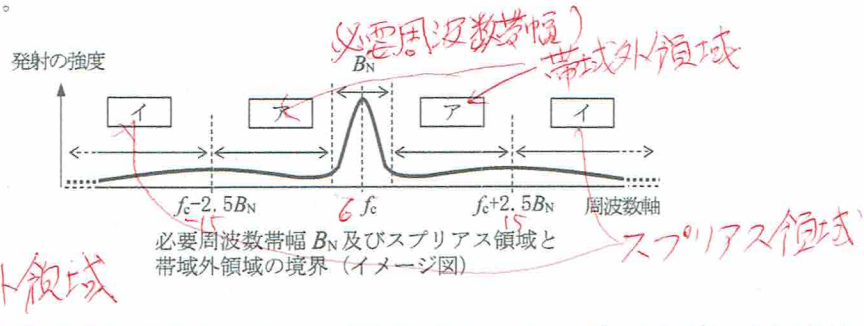


B - 5 次の記述は、電波法令等に基づくアマチュア局の送信設備の「スプリアス発射の強度」及び「不要発射の強度」の測定について、図を基にして述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。



- (1) 「ア」におけるスプリアス発射の強度の測定は、無変調状態において、スプリアス発射の強度を測定し、その測定値が許容値内であることを確認する。
- (2) 「イ」における不要発射の強度の測定は、<sup>変調</sup>「ウ」状態において、中心周波数  $f_c$  [Hz] から必要周波数帯幅  $B_N$  [Hz] の±250 [%] 離れた周波数を境界とした「イ」における不要発射の強度を測定し、その測定値が許容値内であることを確認する。
- (3) SSB (J3E) 送信機の変調信号に疑似音声を使用するときの入力電圧の値は、1,500 [Hz] の正弦波で空中線電力が飽和レベルの 80 [%] 程度となる変調入力電圧と同じ値とする。
- (4) 電信 (A1A) 送信機の変調を電鍵操作により行うときは、「オ」によるものとする。 1 6 4 10 8

- |           |         |              |              |              |
|-----------|---------|--------------|--------------|--------------|
| 1 帯域外領域   | 2 $B_N$ | 3 5 ボーの連続長点  | 4 <u>変調</u>  | 5 <u>50</u>  |
| 6 スプリアス領域 | 7 $f_c$ | 8 25 ボーの連続短点 | 9 <u>無変調</u> | 10 <u>80</u> |